

新型コロナウイルス感染症の影響に係る
国民健康保険税の減免について

■新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は国民健康保険税の減免措置が受けられる場合があります。減免対象となるかについては、下の「減免対象となる要件」で確認してください。

■減免対象となる要件

①または②の要件に当てはまる場合減免の対象となる場合があります。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
⇒ 保険税を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、
次のi~iiiの対象となる要件すべてに該当する世帯

i) 事業収入等のいずれかが令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みである。

ii) 令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下である。

iii) 収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下である。

⇒ 保険税の一部を免除

②の減免の
場合は次の
右の計算式
による

【②の場合の国民健康保険税の減免額】

(A) × (B) ÷ (C) により求めた額に、減免割合 (D) を掛けて減免額を計算します。

- (A) 令和2年度の国民健康保険税額
(B) 世帯主の減少が見込まれる収入にかかる令和元年中の所得金額
(C) 世帯主及び世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得金額

(D) 減免割合 ※世帯主の合計所得金額

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	: 全部
400万円以下であるとき	: 10分の8
550万円以下であるとき	: 10分の6
750万円以下であるとき	: 10分の4
1,000万円以下であるとき	: 10分の2

(例) コロナの影響により給与が著しく減少したAの世帯の場合。

令和元年中の給与所得 世帯主A：300万円 妻B：200万円

・ 令和2年度の国民健康保険税額：10万円 (A)

・ 世帯主Aの令和元年中の給与所得：300万円 (B)

・ 世帯主Aと妻Bの令和元年中の合計所得（世帯全員）：500万円 (C)

・ 減免割合：全部 (D) (300万円以下に該当なので全部)

10万円 (A) × 300万円 (B) ÷ 500万円 (C) = 6万円

6万円 × 10/10 (D) = 6万円 (減免額)

10万円 (A) - 6万円 (減免額) = 4万円 (令和2年度国民健康保険税)